

輸送の安全に関する情報の公開について

～運輸安全マネジメントに関する取り組み～

2025年4月

壬生交通株式会社

目次

1、輸送の安全に関する基本的な方針	1
2、輸送の安全に関する目標及び達成状況	1
3、自動車事故報告規制第2条に規定する事故に関する統計	2
4、安全管理規定	2
5、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置	2
(1) 2024年度に輸送の安全のために講じた主な措置（実施）	
(2) 2025年度に輸送の安全のために講じる措置（計画）	
6、輸送の安全に関する情報伝達体制その他組織体制	3
7、輸送の安全に関する教育・研修等の実施状況	3
8、輸送の安全に関する内部監査の結果及びその措置	3
9、行政処分について	4
10、安全統括管理者	4

1、輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全に関する基本的な方針として、「安全方針」を定め、「人命尊重・安全最優先」の理念のもと、経営トップから社員一人一人に至るまで一丸となって安全管理体制の構築、輸送の安全性の向上に取り組んでいます。

(1) 社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を、徹底させる。

(2) 輸送の安全に関する計画の、策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2、輸送の安全に関する目標及び達成状況

(1) 2024年度の目標及び達成状況

輸送の安全に関する目標

「安全は最大の顧客満足」

(社内全員がゴールド免許を保有する)

- 1、交通死亡事故ゼロ
- 2、飲酒運転ゼロ
- 3、危険ドラッグ等薬物乱用の絶無
- 4、車内人身事故ゼロ

●達成状況

重大事故はゼロ、又、飲酒運転、危険ドラッグ、車内事故共にゼロ。

物損事故が1件発生致しました。

(2) 2025年度（令和7年度）

輸送の安全に関する目標

「安全は最大の顧客満足」

- 1、交通死亡事故ゼロ
- 2、飲酒運転ゼロ
- 3、危険ドラッグ等薬物乱用の絶無
- 4、車内人身事故ゼロ

(3) 、自動車事故報告

自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条規定する事故はありませんでした。

(4) 、安全管理規定

別紙

安全管理規定 参照

(5) 、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置。

(1) 2024年度に輸送の安全のために講じた主な措置

- ①、物損事故の発生現場でどうして事故が起きたか実際に現場検証して、今後のために、本人を含むドライバー同士で意見交換を進めてきた。
- ②、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる安全・経済運転の一層の推進で全車両を対象に、2019年12月からドライブレコーダーを搭載して、映像も活用しながら「速度超過・エンジン回転・急加速・急減速・アイドリング」に関する指導を通じ安全・経済運転の意識向上を図っています。

(2) 2025年度に輸送の安全のために講じる措置

- ①、2024年度輸送の安全のために講じた措置計画に基づく取り組みを実施するとともに、以下の取り組みを実施いたします。
ア、物損事故をゼロにするために、ゆとり運転、再度確認を重点に置き、（急がずに、見えない箇所はもう一度下車確認をする。）
イ、厳正点呼の実施。点呼時における乗務員の健康状態の把握、酒気確認の確実な実施、注意・指導事項の伝達など、点呼は安全運転するために重要な場面であることを運行管理者及び乗務員の双方が認識し、厳正な点呼を実施します。
ウ、事故事例の共有、またヒヤリハット情報の収集と共有の方法・手順を構築し、会社での小集団活動、指導教育に活用します。適性診断結果に基づく個別指導を実施し、個人の運転特性やクセを自覚させ、安全運転を励行する意識向上につなげます。

(6) 、輸送の安全に関する情報伝達体制その他の組織体制

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統について、又事故災害が発生した場合における報告連絡体制については、それぞれ別紙のとおり定めています。

別紙

「輸送安全管理体制」 参照

別紙

「緊急時の連絡体制」 参照

(7) 、輸送の安全に関する教育・研修等の実施状況

輸送の安全を確保し、安全目標を果たすための教育・研修等について、年間計画を策定し、別紙のとおり実施しています。

別紙

「2024年度輸送の安全に関する取り組み」 参照

別紙

「2025年度輸送の安全に関する計画」 参照

(8) 、輸送の安全に関する内部監査の結果及びその措置

安全方針に基づき、安全管理体制が効果的に実施・維持されているか、また、安全管理に関する関係法令や社内規定などのルールが遵守徹底されているかについて確認するため、輸送の安全に関する内部監査を実施しました。

○実施期間：2024年12月

○被監査部署：会社全体

○主な改善事項：ヒヤリハット情報の有効な収集方法と
活用方法を構築する必要がある。

車庫の清掃管理状況が悪く、清潔感に
乏しいので特に注意が必要。

(整備管理者を主に車庫の掃除管理に努める)

○上記内容について改善に取り組みます。

(YouTubeの事故等参考にする)

(9) 行政処分について

弊社は、今現在まで行政処分は受けておりません。しかしながら現在は、中国貸切バス適正化センターの指導員様から色々と指導されて少しづつ改善に努めている日々でございます。

(10) 安全統括管理者

代表取締役 友廣 久司 平成25年10月1日

別紙

運行管理者及び整備管理者 参照

壬生交通株式会社 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

- 第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、それを適確に実施すること。
- 2 社長以下全社員が一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

- 第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

- 第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

- 第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
 - 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
 - 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

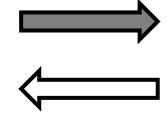
(社内組織)

- 第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。
- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者

(社内組織)

凡例

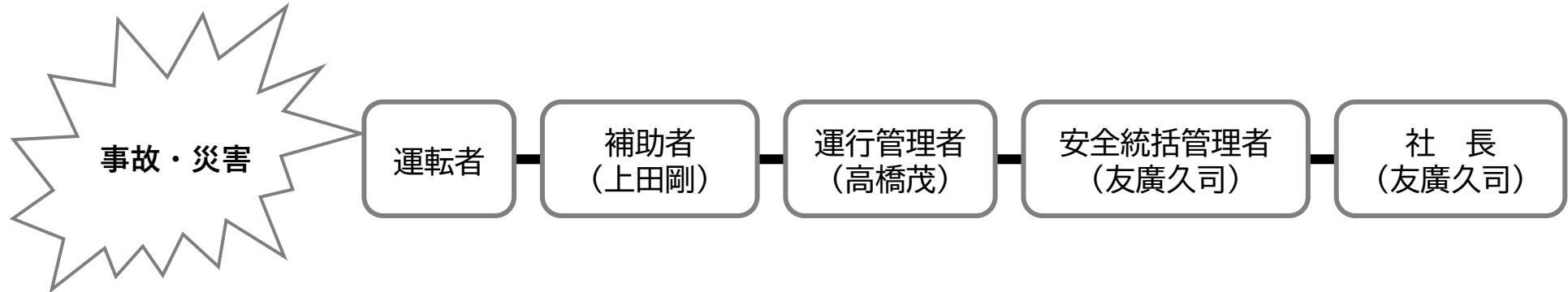
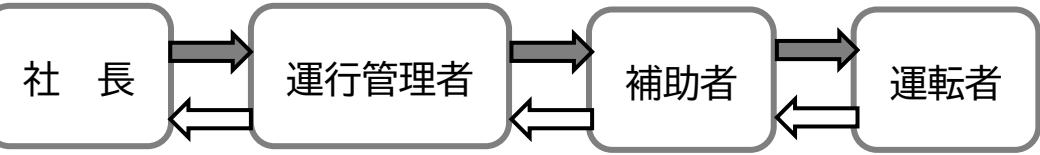
指揮・命令
報告・連絡



保有台数 10両程度

組織
社長 安全統括管理者兼務
役員 運行管理者兼務
整備管理者
補助者

運転者



◎輸送の安全に関する記録の管理等の方法（第一八条関係）

運行管理者は安全管理規程第一八条第2項に定める事項について記録及び保存をする。

令和6年度乗務員教育計画予定表

	全体教育	予定	指導
6年 4月	① 1、事業用自動車を運転する場合の心構え (事業用自動車の公共性と重要性、運行の安全確保、他の運転者の模範となる安全でマナーの良い運転の心構えを指導) ② 2、春の全国交通安全運動について(重要実施事項の周知)	実施	済
5月	① 2、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 (道路運送法、道路交通法等の理解及び遵守すべきポイントの指導)	実施	済
6月	① 4、乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 (車内事故防止対策として事例を基にヒヤリ・ハット研修、シートベルト着用の徹底) ② 梅雨期の安全運転について (適切な車間距離の確保・異常気象時の対応)	実施	済
7月	① 5、旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 (乗降口の扉の開閉時における事故防止等の指導) ② 広島県夏の交通安全運動について (重点実施事項の周知)	実施	済
8月	① 6、主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況 (道路又は連行経路の交通状況の把握)	実施	済
9月	① 11、安全性の向上を図るために装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 (安全性の向上を図るために装置に係わる事故の事例説明、装置の性能及び留意点の指導) ② 秋の全国交通安全運動について (重点実施事項の周知)	実施	済
10月	① 8、運転者の運転適性に応じた安全運転 (適正診断の結果に基づく個々の運転者の特性を自覚させる指導)	実施	済
11月	① 7、危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 (危険予知訓練の実施及び危険回避の方法の周知並びに事故発生時、災害発生時における対応方法の指導) ② 過労運転防止とサービス向上について (睡眠不足による過労運転防止及び接客態度について)	実施	済
12月	① 10、健康管理の重要性 (疾病に起因する交通事故事例の説明及び定期健康診断等による生活習慣病の改善を図る指導) ② 年末年始輸送安全総点検について (重点実施項目の周知)	実施	済
7年 1月	① 9. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 (過労、睡眠不足、飲酒、慣れ、過信運転等交通事故の要因となる状態を理解させるための指導)	実施	済
2月	① 12、ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転の指導 ② 13、ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有	実施	済
3月	① 3、事業用自動車の構造上の特性 (車高、車長、車幅、死角、内輪差差及び制動距離等の確認) (車両火災の予防運動) ② 14、非常信号用具、非常口、消火器の取り扱いの指導	実施	済

令和7年度乗務員教育計画予定表

	全体教育	予定	指導
7年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ① 1、事業用自動車を運転する場合の心構え (事業用自動車の公共性と重要性、運行の安全確保、他の運転者の模範となる安全でマナーの良い運転の心構えを指導) ② 2、春の全国交通安全運動について(重要実施事項の周知) 		
5月	<ul style="list-style-type: none"> ① 2、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 (道路運送法、道路交通法等の理解及び遵守すべきポイントの指導) 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ① 4、乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 (車内事故防止対策として事例を基にヒヤリ・ハット研修、シートベルト着用の徹底) ② 梅雨期の安全運転について (適切な車間距離の確保・異常気象時の対応) 		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ① 5、旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 (乗降口の扉の開閉時における事故防止等の指導) ② 広島県夏の交通安全運動について (重点実施事項の周知) 		
8月	<ul style="list-style-type: none"> ① 6、主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況 (道路又は連行経路の交通状況の把握) 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ① 11、安全性の向上を図るために装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 (安全性の向上を図るために装置に係わる事故の事例説明、装置の性能及び留意点の指導) ② 秋の全国交通安全運動について (重点実施事項の周知) 		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ① 8、運転者の運転適性に応じた安全運転 (適正診断の結果に基づく個々の運転者の特性を自覚させる指導) 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ① 7、危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 (危険予知訓練の実施及び危険回避の方法の周知並びに事故発生時、災害発生時における対応方法の指導) ② 過労運転防止とサービス向上について (睡眠不足による過労運転防止及び接客態度について) 		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ① 10、健康管理の重要性 (疾病に起因する交通事故事例の説明及び定期健康診断等による生活習慣病の改善を図る指導) ② 年末年始輸送安全総点検について (重点実施項目の周知) 		
8年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ① 9. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 (過労、睡眠不足、飲酒、慣れ、過信運転等交通事故の要因となる状態を理解させるための指導) 		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ① 12、ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転の指導 ② 13、ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有 		
3月	<ul style="list-style-type: none"> ① 3、事業用自動車の構造上の特性 (車高、車長、車幅、死角、内輪差差及び制動距離等の確認) (車両火災の予防運動) ② 14、非常信号用具、非常口、消火器の取り扱いの指導 		

壬生交通株式会社

代表取締役	
安全統括管理者	友廣 久司
専務取締役	
統括運行管理者	高橋 茂
運行管理者	熊本 宏之
運行管理者	友廣 久司
運行管理者補助者	上田 剛
整備管理者	宮庄 剛
整備管理者補助者	上田 剛

運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報

運転者	雇用形態	正規雇用	正規雇用以外
		5人	1人

運行管理者及び整備管理者の人数	運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者
	3人	2人	1人	1人
内他業務（運転者等）の兼任者数	3人	2人	1人	1人

事業用自動車に係る情報

区分	車両数
大型	3台
中型	1台
小型	1台

区分	主な運行の態様	任意保険の加入状況	
		対人保険補償額	対物保険補償額
大型	観光輸送、学校・企業等送迎、冠婚葬祭輸送	無制限	無制限
中型	観光輸送、学校・企業等送迎、冠婚葬祭輸送	無制限	無制限
小型	観光輸送、学校・企業等送迎、冠婚葬祭輸送	無制限	無制限